

学校等におけるいじめの発生状況等の効果的な公表に関する事例

～いじめ根絶に向けての保護者や地域住民との情報共有のために～

平成 28 年 2 月 北海道教育委員会



学校や教育委員会においては、次に示す条例や方針等を踏まえ、児童生徒やその保護者に対し、いじめの状況やいじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について広報・啓発活動に努めることが大切です。

ここでは、学校等におけるいじめの発生状況等の効果的な公表事例について紹介します。

□ 「北海道いじめの防止等に関する条例」第 20 条

「道は、いじめの実態及びその傾向、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。」

□ 「北海道いじめ防止基本方針」

「2 学校の設置者が実施すべき施策」 「(7) 啓発活動」

「いじめの実態やその傾向、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響について、広報・啓発活動を行います。」

□ 「いじめの未然防止、早期発見・早期解消に向けた取組の一層の充実について」

(平成 27 年 2 月 9 日付け教生学第 1018 号通知)

「いじめの防止等のための取組に係る学校評価結果については、学校のホームページや学校通信等により公表するとともに、学校評価項目や観点を工夫し、評価の結果を踏まえ、いじめ根絶に向けた取組の改善・充実に取り組むこと。」

◆ 事例1 「いじめアンケート結果の公表」

【取組の特徴】

- いじめアンケートの結果や防止策の公表によるいじめ根絶に向けた学校と家庭との連携強化

【取組の概要】

当該学校では、いじめの未然防止に向けた学校の取組や、いじめが起こった場合の対応等について、年度当初だけではなく、いじめアンケートの結果を集計した際に、改めて保護者に公表することにより、保護者からの理解を得て、家庭との連携強化を図っている。

「いじめの問題への対応について」(保護者あて文書)における公表例

見ることがあるに○を付けた生徒に聞きます。その時どうしましたか。

保護者の皆さんへ

いじめの問題への対応について

1 いじめに関するアンケート調査(平成27年11月)について
(1) 本校生のいじめに対する考え方の状況
アンケート調査では毎回の質問項目の集計を行います。

「いじめはどんな理由があっても許されないと考えている生徒は全道平均より多くなっています。一方で、「そう思わない」という生徒も少なくないという実態です。他者との違いを理解すること、受け入れること、その上で関係を築けるようになることについて、ホームルームや行事等の特別活動を通して引き続き取り組んでまいります。いじめについての望ましい考え方は、学校だけでなく家庭でもあり、ご家庭での機会があることにお子様と話し合ってくださいませよう、ご協力をお願いします。	「いじめはどんな理由があっても許されないと」	「いじめを受けたり気づいたりした場合は…」
「いじめはどんな理由があっても許されないと」	「いじめを受けたり気づいたりした場合は…」	「いじめを受けたり気づいたりした場合は…」

2 今回の結果から
今回も無記名式で実施しました。いじめの有無について、「今はいじめられている」という回答がありました。記入してくれた生徒が関わった場合は個別面談により様子を聞き、気持ちを読みながら、引き続き年次別を中心に関係各所へ対応してまいります。

3 いじめを受けたり気づいたりした場合は…
おおよそ1人に1人がいじめられたときに「誰にも相談しない」と回答しています。生徒の皆さんがいじめを受けたり気づいたりした場合は、**ためらわずに、保護者や担任・部顧問等の相談しやすい教員に伝えて下さい。**北海道教育委員会等の相談電話でもかまいません。保護者の皆さんは、お子様から相談があった場合には、遠慮なく学校へお知らせ下さい。学校では、**申し出てくれた人の秘密を守りながら、解消に向けて一緒に取り組んでいきますので、安心して相談していただくようお願いいたします。**

本校の「いじめ」
<http://www.hokkaido-ec.com/>
北海道教育委員会「いじめ未然防止モデルプログラム」のページ
http://www.dokyo1.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/ijime_modelprogram.htm
北海道教育委員会「子ども相談支援センター」(無料・24時間受付)
0120-3882-56

① 「いじめに関するアンケート調査について」
・課題となるアンケートの結果をグラフ等で分かりやすく示す。
・いじめを見逃したり、見て見ぬ振りをしてしまうという子どもがいたことを公表する。

② 「今後の取組」
・現状における課題及び課題を受けた学校の取組を示す。
・学校の具体的な取組例として、「ほめメッセージ」(右)「ほめポスト」(左)の取組を紹介する。

③ 「いじめを受けたり気づいたりした場合は…」
・生徒から相談があったり気づいたりした場合は連絡するよう保護者へ周知

④ 「本校の取組について」
・「学校いじめ防止基本方針」及び学校と生徒主体の取組内容について、学校のWebページに公開していることの周知

◆ 事例2 『学校だより』によるいじめ根絶に向けた取組の公表

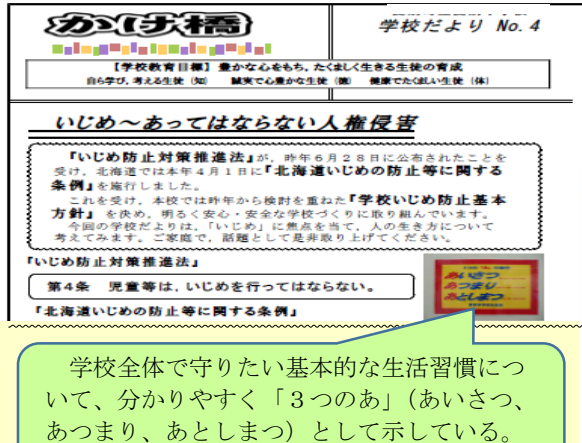
【取組の特徴】

- いじめ根絶に向けた学校と地域が一体となった取組の推進

いじめに関する基本的な考え方についての情報提供

【取組の概要】

当該学校では、「いじめ防止対策推進法」や「北海道いじめの防止等に関する条例」の施行を受け、「学校いじめ防止基本方針」を制定したことを大きく取り上げ、いじめについての基本的な考え方や、学校及び保護者の責務について具体的な説明を行うことにより、いじめに関する共通理解を図っている。



学校だより No. 4

【学校教育目標】豊かな心をもち、たくましく生きる生徒の育成
自ら学び、考える生徒（知） 誠実に心豊かに生徒（徳） 健康でたくましい生徒（体）

いじめ～あってはならない人権侵害

「いじめ防止対策推進法」が、昨年6月28日に公布されたことを受け、北海道では本年4月1日に「北海道いじめの防止等に関する条例」を施行しました。

これを受け、本校では昨年からの検討を重ねた「学校いじめ防止基本方針」を決め、明るく安心・安全な学校づくりに取り組んでいます。今回の学校だよりは、「いじめ」に焦点を当て、人の生き方について考えてみます。ご家庭で、話題として是非取り上げてください。

「いじめ防止対策推進法」

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

「北海道いじめの防止等に関する条例」

学校全体で守りたい基本的な生活習慣について、分かりやすく「3つのあ」（あいさつ、あつまり、あとしまつ）として示している。

「学校だより」に「学校いじめ防止基本方針」の内容を踏まえ、あいさつ運動や教育相談、アンケートの実施など、学校及び教職員の責務を示すとともに、理解を促した。

★学校および保護者の責務（法律第7条、条例第6条）

- 学校全体がいじめの未然防止や早期発見に取り組みます。
- 生徒が被害を受けた場合は、その生徒を徹底して守り通し、早期解決を図ります。
- 生徒一人一人についての理解を深め、生徒との信頼関係を築きます。

本校では……

- ・あいさつ運動 ・ボランティア活動 ・情報教育教室 ・道徳の授業
- ・幼児センター交流 ・教育相談 ・定期アンケート調査 ・夏の授業
- ・生徒会活動

★保護者の責務（法律第9条、条例第7条）

- 児童・生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識や他人を思いやる心を養うよう努めます。
- 児童・生徒がいじめを受けた場合には、いじめから保護します。
- 学校や教育委員会が行ういじめの防止のための取組に協力するよう努めます。

・だれより保護者の責務が、お子様の心身の発達に大きな影響力を持つという認識を深めることが大切です。

【「〇〇中学校 学校だより」より抜粋】

◆ 事例3 『学校評価』等を活用したいじめの状況等の公表

【取組の特徴】

- 学校評価やいじめに関するアンケート等の公表による家庭との連携強化

保護者あて文書による公表

2 いじめに関するアンケート調査（平成27年6月）について
北海道教育委員会の様式に従い、無記名式で実施しました。このためアンケートの目的はいじめの被害者や加害者を直接特定するのではなく、いじめの状況を把握し未然防止の取組を改善していくことにあります。

今回の調査では「今もいじめられている」という回答は無く、生徒たちの日常は概ね落ち着いていると考えられます。また、友人がいじめられているのを見たり聞いたりしたことがあるとの回答については、担任等が慎重に対応していますが、今のところ深刻な状況はないと判断しています。本校としてはこの結果に安心することなく、いじめはいつでも起こりうるとの認識に立ち、今後も慎重に生徒たちを見守ってまいります。

参考 アンケートの結果から

- 「今もいじめられている」 0件
年次・担任により引き続き状況の把握を行っていますが、今のところ深刻な状況はありません。今後も注意していきます。
- 「いじめられたとき誰に相談するか」
学校の先生 友人 父母 兄弟姉妹 電話相談 相談しない その他
- 「いじめはどんな理由があっても許されないことだと思うか」
そう思う そう思わない よくわからない

「誰にも相談しない」との回答が多く、心配な状況です。

「そう思わない」、「わからない」との回答が多くあり、いじめは人権侵害との意識を高める必要があると考えています。

当該学校では、文書によりいじめアンケート結果の公表を行うほか、校内の「いじめ防止対策委員会」において、いじめアンケートや教育相談結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止策を構築するとともに、年間数回実施する学校評価アンケートを基に検証を行い、改善策を検討している。

学校評価による公表

「学校は、「年間4回はいじめに関する実態調査」「個人面談」「HR指導」などを通じ、他者を思いやる心の育成やいじめの未然防止に努めていると思いますか。」

生徒は学習に熱心に取り組んでいると思いますか。

当該学校では、自己評価や学校関係者評価などの項目に「いじめの未然防止に努めているか」などを設定し、その評価の結果を踏まえ、いじめの根絶に向けた取組の改善・充実に努めている。また、この結果については本校のWebページに掲載するなど公表している。

学校評議員会に報告



当該学校では、学校評議員会では、「学校いじめ防止基本方針」を公表していることを受けて、いじめの発生状況等について報告し、学校評議員から意見をいただいている。学校評議員会で出された意見を踏まえ、校内のいじめ対策委員会で取組状況の点検を行い、対応が遅れた点等について反省を行った。その反省を踏まえ、全教職員を対象にした校内研修を行い、「学校いじめ防止基本方針」や対応について理解を深めた結果、教員間で意識のズレがなくなった。